

# 令和8年度 能生川鮭釣獲調査 調査員募集要項

能生川鮭有効利用調査委員会

令和8年7月1日制定

能生川鮭釣獲調査（通称：能生川サーモンフィッシング）に関する調査員の募集及び調査方法について本要項に定める。調査員に選任された者は、本要項に記載されている事項を遵守しなければならない。

- 1 調査期間 令和8年10月31日～12月13日（44日間）
- 2 募集人数 1日最大50人まで、調査期間延べ人数最大2,200人
- 3 調査場所 能生大橋～白山大橋の約2,500mの間  
なお、能生谷橋～白山大橋の間はフライフィッシング優先区間とする
- 4 対象魚種 サケ（調査活動であり、釣れるとは限らないことを予め了承ください）
- 5 調査時間 8時～15時
- 6 調査項目 釣獲尾数とそれぞれの雌雄・尾叉長
- 7 募集期間 7月20日（月）20時00分 ～ 9月20日（日）24時00分
- 8 募集方法 電子遊漁券（つりチケ）からの応募のみとする。  
※事前につりチケアプリをダウンロードし、アカウント登録（無料）を済ませておいて下さい。
- 9 参加費 1日当たり6,200円（税込）  
※ 事前の申込金（つりチケ）2,200円（税込）と参加当日の支払金4,000円（税込）の総額です。申込金には、県への特別採捕許可申請手数料と能生川鮭増殖協力金が含まれます。荒天等で調査中止となった場合でも申込金は返金せず、鮭増殖費用として活用させていただきます。  
※ 参加当日の支払は、現金のみの取り扱いです。
- 10 釣獲方法 ルアー・フライ・餌釣りとし、全てシングルフックとする（ルアーで複数のフックホルダーがある場合は、それぞれがシングルフックであること）。ドロPPERやカケ針等の枝針仕掛けは禁止とする。同時に使用できる竿数は1本とする。

- 11 現場運営 毎日2～4人配置する採捕指導員が、受付業務・調査員への釣獲調査の意義・ルールやマナー・安全対策等の説明、緊急対応、採捕監視員調査範囲の巡回パトロールと鮭の回収を行う、また必要に応じ調査員に各種情報提供を行う。
- 12 回収 鮭が釣れたら、下顎にビニールひもを通して河原脇の水に中で生かしておき、速やかに採捕指導員に電話し、採捕監視員に回収要請をする。リリースは禁止とする。
- 13 持ち帰り 調査員1名につき1日雄鮭2尾まで持ち帰ることができる。回収後、当委員会で預かり、調査終了後に引き渡す。
- 14 駐車場 以下の4箇所とする。  
①能生大橋西詰 ②事務所脇 ③桜木公園脇 ④能生谷橋上流右岸  
他の車の通行の妨げにならないように注意して駐車すること。
- 15 トイレ 以下の3箇所とする。  
①組合横トイレ ②鱗橋西詰公衆トイレ ③平成児童公園トイレ（能生9457）  
後に使用する人のことを考え、清潔に保つこと。
- 16 安全対策 受付後のミーティングで危険箇所や河川状況等を十分に説明する。悪天候や河川の増水等により調査の安全性が確保できない場合は、当日現場において、採捕指導員と採捕監視員が協議して調査中止を決定する。調査員は、当委員会の中止判断に従わなければならない。（別紙「能生川鮭釣獲調査中止基準」参照）
- 17 調査日程 7時30分 調査員は、能生内水面漁業協同組合事務所（糸魚川市大字能生801）に集合。受付、参加費4,000円（税込）の支払い。  
誓約書の記入提出・従事者証・駐車許可証・ビニールひもの受取。  
7時40分 採捕指導員からの各種説明（ミーティング）。  
8時00分 釣場へ散開、調査開始。採捕監視員巡回パトロール開始。  
15時00分 調査終了。15時30分までに事務所に戻り、従事者証・駐車許可証・ビニールひもの返却とアンケートの提出をする。また、持ち帰らない雄鮭の供出をする。
- 18 その他 (1) 調査員は従事者証を携帯する。  
(2) 受付後に河川状況や規則確認等のミーティングを実施するので採捕指員の指示に従う。  
(3) 自己の安全管理に努める。ライフジャケットの着用を義務付ける。  
(4) ゴミは各自持ち帰る。使用したトイレは清潔に保つ。  
(5) 工事現場や農地等に立ち入らない。河川管理施設を破損しないように注意し、破損した場合には河川管理者の指示に従い原型復旧をする。

- (6) サクラマスが釣れた場合は速やかに放流する。
- (7) 釣り下がりを中心とし、調査員同士釣り場を譲り合って釣獲を行う。
- (8) 調査員は本要項の記載事項を遵守し、地区住民からの苦情や調査員同士のトラブル、自身の怪我等のないように努める。
- (9) 受付時の駐車場は、①能生大橋西詰と②組合事務所脇のみとする。調査員は誘導員の指示に従うこと。
- (10) 受付時に、別紙「誓約書」に署名すること。署名しない調査員は調査できない。
- (11) ミーティング時に配付する別紙「駐車証」をダッシュボードに置いておくこと。  
(駐車証に記載されている遵守事項を守ること)
- (12) 受付後の抽選によって釣場へ向かう移動の順番を決める。受付前の場所取り（テントやロープを張る、物を置く、調査員以外の人を置く等）はしてはならない。
- (13) 釣場へのクーラーボックス（餌用の小サイズは可）や内容物が確認できない袋等の容器の持ち込みを禁止する。万が一鮭が入っていることが疑われる容器があった際は、採捕指導員及び採捕監視員の求めに応じ開封して内容物を見せなければならない。
- (14) 同一ポイントで2尾釣獲した場合、周囲の調査員にそのポイントを譲る。
- (15) 本要項に定めたルールの違反が認められた場合、その調査員の釣獲調査をその時点で中止する

図 釣獲調査範囲とトイレ・駐車場の位置の概念図



※ 能生谷橋上流部左岸にも駐車場確保できるように準備予定です。詳細は、実施当日ミーティング時にご案内いたします。

## 能生川鮭釣獲調査 中止基準

令和 8 年 7 月 1 日制定

気象状況やその他の状況により、釣獲調査の実施が危険であると判断される場合は、能生川鮭有効利用調査委員会（以下、委員会）の判断で調査を中止する。調査員は、委員会の判断に従わなければならない。

### 1 中止基準について

- 大雨洪水警報等が発令された場合。
- 急激な降雨による河川の増水による危険が判断された場合。
- 落雷や強風等により河川での活動が危険であると判断した場合。

### 2 判断する委員会の人員について

- 現場の河川状況を観察している採捕監視員
- 警報や注意情報を収集する調査委員長（能生内水面漁協組合長）

### 3 判断される時刻と連絡方法について

- 前日からの気象警報による場合は、前日 17 時まで判断し、能生内水面漁協ホームページでの発表により連絡する。
- 当日の調査開始（8 時 00 分）直前の中止決定（夜中の荒天等による）の場合は、ミーティング（7 時 40 分）前に判断してミーティング時に連絡する。
- 調査中に危険であると判断される場合は、調査委員長の指示により、採捕指導員及び採捕監視員が調査員に口頭または携帯電話で連絡する。

### 4 中止に関わる調査員の費用負担について

- 申込金 2,200 円は返金せず、能生川鮭増殖協力金として寄付していただく。
- 参加当日の支払金 4,000 円は徴収しない。

### 5 中止に関わる調査日の振替について

- 調査員の受入人数に余裕がある場合は振替日を設定できる。また、個人的な理由で調査に参加ができなかった場合も同様の振替ができる。いずれにしても、委員会と予め調整して期日を決めること。

以上